

申請期間 5/10～6/30

廿日市市外出機会の削減要請等の 影響を受けた中小事業者応援金 申請手引

令和3年5月

～ 目 次 ～

1 応援金の概要

- (1) 目的
- (2) 対象者（支給要件）
- (3) 支給額

2 申請手続き等

- (1) 申請書類
- (2) 申請受付期間
- (3) 申請方法及び問合せ先

3 応援金の支給

4 支給決定の取消し及び応援金の返還

5 調査等への協力

6 その他

別表 申請書類について

廿日市市外出機会の削減要請等の要請を受けた中小事業者応援金 Q & A

1 応援金の概要

(1) 目的

広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等※の影響により、売上が減少した廿日市市内の中小事業者に対して、市が応援金を支給し、事業継続を支援します。

(2) 対象者（支給要件）

中小企業法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの

市内の法人または個人であって、次のすべてに該当する者

- ① 廿日市市内に本社がある法人、または市内に住民登録がある個人事業主
- ② 中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主を含む）
※詳しくはQ&Aの14ページを確認してください
- ③ 令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上減少していること。（新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください）
- ④ 代表者、役員及び従業員が「廿日市市暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと
- ⑤ 市又は市から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑥ 今後も事業を継続する意思があること
- ⑦ 広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」又は「頑張る飲食店納入事業者応援事業」の対象事業者でないこと。ただし、納入事業者応援金等の対象事業者は、最寄りの商工会議所や商工会に相談してください。
- ⑧ 広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録するなど、感染予防対策をとっていること
- ⑨ アンケート調査に協力すること
- ⑩ 公序良俗に反する事業を行う者でないこと

(3) 支給額

1事業者当たり30万円

※広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等とは【事例】

- ・人と人との接触機会の低減（外出の削減、職場への出勤等）
- ・感染防止対策の強化（家庭内や職場内における感染防止対策の強化）
- ・他地域への移動（広島市や緊急事態宣言地域への往来自粛等）
- ・イベント等の開催制限
- ・イベント等の開催要件の厳格化

2 申請手続き等

(1) 申請書類

必要な資料の項目	具体的な内容
ア) 廿日市市外出機会の削減要請等の影響を受けた中小事業者応援金申請書兼請求書	詳細は7ページをご確認ください
イ) 誓約書及び同意書 (添付書類①)	詳細は11ページをご確認ください
ウ) 売上等が分かる書類 (添付書類②)	詳細は12ページをご確認ください
エ) 法人登記簿謄本の写し (申請者が法人の場合) または 本人確認書類の写し (申請者が個人の場合) (添付書類③)	(本人確認書類の例) ※申請者が個人の場合 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、保険証など
オ) 振込先口座の通帳の写し (添付書類④)	通帳の表紙ではなく、表紙をめくった次のページ (金融機関コード、店番、口座番号、カタカナ表記の口座名義名が刻印されているページ) の写しを添付してください。 【ネットバンキングで通帳がない場合】 振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面 ・振込先の口座名義は、申請者本人の名義に限ります。(法人の場合は当該法人名義) ・日本国内の口座に限ります。
カ) 市内事業者への新型コロナウイルス感染症の影響アンケート調査 (別紙)	

※『新しい生活様式の普及協力応援金 (1事業者あたり10万円)』を受け取っている事業者については、以下の書類の提出は不要です。

必要な資料の項目	具体的な内容
キ) 「新型コロナウイルス感染症対策取り組み宣言店」の宣言書の写し (添付書類⑤)	「宣言店」であると回答した事業者のみ
ク) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みをしていることが確認できる書類 (添付書類⑥)	内訳が分かる領収書の写し、対策状況の写真など
ケ) 事業概要書、営業許可書 (添付書類⑦) ※営業許可書は必要な業種のみ	市内の商工会議所または商工会の会員である場合は省略可

(2) 申請受付期間

令和3年5月10日（月）から令和3年6月30日（水）まで（消印有効）

※予算の上限に達した場合には、上記の期間中でも事業を終了することがあります。

(3) 申請方法及び問合せ先

申請方法は、①郵送または②窓口での申請となります。

なお、郵送先および受付窓口は下記のとおりです。

また、申請に関すること、書き方等の相談は予約制ですので事前にご連絡ください。

【申請・問い合わせ先】 新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会

■ 廿日市商工会議所

〒738-0015 廿日市市本町5-1 電話 20-0021 FAX 20-0022

■ 佐伯商工会

〒738-0222 廿日市市津田1963-3 電話 72-0690 FAX 40-1010

■ 大野町商工会

〒739-0434 廿日市市大野1-1-27 電話 55-3111 FAX 54-1882

■ 宮島町商工会

〒739-0553 廿日市市宮島町527-1 電話 44-2828 FAX 44-2829

【会議所等の会員の方】 所属する商工会議所又は商工会へ申請してください

【会議所等の会員以外の方】 最寄りの商工会議所又は商工会へ申請してください

《その他の注意事項》

- 窓口での申請や問合せは9時から17時までにお願ひします（土・日・祝は除く）
- 申請書類がすべて確認できなければ、支給のための審査ができません。提出前に書類が揃っているかご確認をお願ひします。
- 提出された申請等に不備があった場合、事務局から申請者に連絡します。指定する期限までに申請等が再度行われなかった場合は、申請者が応援金の支給を受けることを辞退したものとみなします。
- 申請書には必ず、日中（9時～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願ひします。なお、軽易な不備については、申請者の了解を得て修正することがあります。
- 審査後は、申請書類を一切返却いたしませんので、ご注意ください。

3 応援金の支給

- 申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは支給決定の通知を送付後に申請いただいた口座へ振り込みます。
- 応援金の支給対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知書を送付します。
- 審査状況によっては交付決定が遅れる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 応援金は予算の範囲内で支給します。

4 支給決定の取消し及び応援金の返還

応援金支給後、支給要件に該当しない事実や申請書類の内容に虚偽や不正等が発覚した場合等は、応援金の支給決定を取消し、事務局の指定する期日までに全額返金いただきます。その際、悪質と判断したときは、返還の対象となる応援金と同額の違約金の納付を併せて求める場合があります。

5 調査等への協力

応援金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、調査、報告、是正その他必要な措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。

6 その他

- 申請書類に記載された情報を国、広島県、警察本部、税務機関に提供することがあります。
- ご提出いただいた申請書類に記載された情報は、本応援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び誓約事項を除き、他の目的には使用しません。

申請書類について

1 申請書

【見本】 すべてボールペン等、消えないペンでご記入ください。

申請期間 5/10(月)～6/30(水)

甘日市市外出機会の削減要請等の影響を受けた中小事業者応援金申請書兼請求書

令和3年 ●月 ●日

甘日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会実行委員長 様

申請年月日を記入（郵送日）

甘日市市外出機会の削減要請等の影響を受けた中小事業者応援金を次のとおり申請及び請求します。
なお、記載（チェック）した項目については事実と相違ありません。

1 申請・請求額 金300,000円

2 申請事業者

申請事業者	フリガナ	カブシキガイシャ ハツカイチカンコウサービス		
	事業者名 名称・代表者 職・氏名	株式会社 甘日市観光サービス		
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●
		<input type="checkbox"/> 個人事業者	生年月日	T・S・H・西暦 年 月 日生
	中小企業者であることの確認	資本金(又は出資金)	3,000,000円	雇用する従業員 10人
		主たる業種	宿泊業 法人の場合は生年月日不要	
	事業者住所	〒738-8501 甘日市市下平良一丁目11番1号		
担当者連先	職・氏名	甘日市 太郎	電話番号	0829-30-●●●●●●
			FAX番号	0829-20-●●●●●●
	メールアドレス	hatsukaichi@●●●●.jp		

3 振込希望口座 ※申請事業者名義の口座を指定してください。

振込希望口座	金融機関	甘日市	銀行・金庫 組合・農協	下平良	(支店) 支所
	預金種別	普通・当座	口座番号	●●●●●●●●●●●●●●●●	
	フリガナ	カブシキガイシャ ハツカイチカンコウサービス ダイヒョウトリシマリヤク ハツカイチ タロウ			
口座名義人	株式会社 甘日市観光サービス 代表取締役 甘日市 太郎				

- 注1：振込先は、請求者本人の口座に限ります。
- 注2：甘日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会より振り込まれます。
- 注3：ゆうちょ銀行は、記号・番号ではなく、振込用の支店名、口座番号を記入してください。

【見本】

【事業者名：株式会社廿日市観光サービス】

4 要件確認

以下①～⑤のすべての項目に該当する はい いいえ ←いずれかに○をしてください

- ①広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」の対象事業者ではない。
- ②広島県の「頑張る飲食店応援事業」の対象事業者ではない。
- ③広島県の「頑張る飲食店納入事業者応援事業」の対象事業者ではない。
- ④令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が前年同月に比べて30%以上減少している。
- ⑤広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けて売上が減少した。

当年度対象月	<input type="checkbox"/> 令和2年12月	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年1月	<input type="checkbox"/> 令和3年2月
--------	----------------------------------	--	---------------------------------

当 年 (A)		前 年 (B)		減少率：(B-A)/B×100
売上額(円)	1,000,000 円	売上額(円)	1,500,000 円	33 %

5 『新しい生活様式の普及協力支援金（1事業者10万円）』を受給された方は右欄にチェックをしてください ※チェックされた方は下記6の回答は不要です



6 感染防止防止対策の実績 ※次のいずれかに☑をつけてください

宣 言 店	<input type="checkbox"/> 広島県の『新型コロナウイルス感染症対策取り組み宣言店』である ⇒ 宣言書の写し（写真可）を添付（下記のチェックリスト(1)(2)の記入は省略可）
	<input type="checkbox"/> 宣言店ではない ⇒ 下記のチェックリスト記入へ

〈基本的な対策の実践〉

業種・事業内容に応じて、実践可能な全ての対策に取り組むことを誓約してください。

対策内容 （※「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対地方針について」 R2.5.15制定（R3.2.17一部改正）に準じています。）	いずれかに☑		
	実践 済	実践 予定	非該 当
① 対策責任者を選任します。（必須）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 発熱、倦怠感、咳などの症状がある従業員は勤務させません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いを励行します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 従業員のテレワーク（在宅勤務）やテレビ会議等の実施を推進します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 従業員の時差出勤、自動車・自転車通勤を許可します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 人と人との距離を保ちます。 （距離の確保が困難な場所ではビニールシート等で仕切りを設けます。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 飛沫の飛散を防ぎます。（例：レジ等の前に透明の間仕切り等を吊り下げる）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 換気に努めます。（例：できる限り全てのドアを開放する）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 3密（密閉・密集・密接）空間の利用を制限します。（例：閉鎖個室）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 大声での会話を予防します。（例：BGMの音量を下げる）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 来訪者に、マスクの着用、手指の消毒、咳エチケットを呼びかけます。（例：店内掲示）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ 来訪者が石けん（液）で手を洗える、手指消毒ができる環境を整えます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ キャッシュレス決済やコイントレーの使用を励行します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ 定期的に店舗・事務所内を清掃、消毒します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ 有症者が出た場合は、自主的に施設・事業所名を公表します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ 有症者が出た場合は、保健所が行う積極的疫学調査に協力します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【見本】

【事業者名： 株式会社廿日市観光サービス】

7 広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、貴社の売上が減少した理由を記述してください。

簡潔明瞭にご記入ください。

(参考) 広島県の集中対策期間について

名称	実施期間
第1次集中対策	令和2年12月12日～令和3年1月17日
第2次集中対策	令和3年1月18日～令和3年2月7日
第3次集中対策	令和3年2月8日～令和3年2月21日

【下表】 広島県が集中対策期間に県民や事業者等に要請した内容 (抜粋)

要請先	要請内容	
	広島市	それ以外の地域
県民	- 外出機会の半減 - 特に21時以降は更に削減	外出機会の半減
事業者	- 出勤者割合の5割削減 - 特に21時以降は勤務を抑制	出勤者割合の5割削減
酒類提供飲食店	営業時間を5時から21時まで(酒類提供は20時まで)に短縮	—
その他施設、イベント	- 営業時間を5時から21時までに短縮 - 人数上限を5,000人に制限 ※働きかけ	—

※出所：「広島県ホームページ」

【見本】

【事業者名：株式会社廿日市観光サービス】

8 添付書類

	添付書類 ※☑をつけてください。	事務局記録欄	
		責任者	担当
<input checked="" type="checkbox"/>	① 誓約書及び同意書		
<input checked="" type="checkbox"/>	② 売上が分かる書類等（直近の確定申告書や売上台帳）		
<input checked="" type="checkbox"/>	③ 【申請者が法人の場合】 ・法人登記簿謄本の写し 【申請者が個人の場合】 ・本人確認書類の写し（運転免許証、パスポートなどの写しなど）		
<input checked="" type="checkbox"/>	④ 振込希望口座の通帳の写し（口座名義人、口座番号等が確認できる箇所）		
<input checked="" type="checkbox"/>	【別紙】 新型コロナウイルス感染症の影響アンケート調査		

※「新しい生活様式の普及協力支援金（1事業者あたり10万円）」を受け取っている事業者については、以下のチェックは不要です。

<input type="checkbox"/>	⑤ 『新型コロナウイルス感染症対策取り組み宣言店』の宣言書の写し（写真可） ※5で「宣言店」として回答した事業者のみ		
<input type="checkbox"/>	⑥ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組みを実施していることが確認できる書類 （例）内訳が分かる領収書の写し、対策状況の写真など		
<input type="checkbox"/>	⑦ 事業概要書、営業許可書（必要な業種のみ）の写し ※☑をつけてください。 <input type="checkbox"/> 市内商工会議所又は商工会の会員である。⇒ 添付省略可 （□廿日市商工会議所 □佐伯商工会 □大野町商工会 □宮島商工会） <input type="checkbox"/> 市内商工会議所又は商工会の会員ではない。⇒ 【必須】		

※以下は事務局記入欄

申請書受付日	受付窓口	受付担当	事務局受付日	責任者	副責任者	支払担当
	<input type="checkbox"/> 廿日市商工会議所 <input type="checkbox"/> 佐伯商工会 <input type="checkbox"/> 大野町商工会 <input type="checkbox"/> 宮島町商工会					

【注意】

提出する申請書の控えを1部お手元に保管していただくようお願いします。

2 誓約書及び同意書

必ず自署していただくようお願いします。

廿日市市外出機会の削減要請等の影響を受けた中小事業者応援金 添付書類①

誓約書及び同意書

- 申請書及び添付書類の内容は全て事実です。
- 令和3年3月31日以前から市内に事業所（法人の場合は本店）を有しており、今後も1年以上事業を継続する意思があります。
- 業種にかかる営業に必要な許可はすべて有しています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実践しており、今後も業種ごとのガイドライン等を参考に新しい生活様式に則った感染拡大防止に取り組みます。
- 感染症の拡大防止に取り組む事業者として、実行委員会または市のホームページ等において、事業者名（住所、名称、代表者名）を公表することについて同意します。
- 私（当社）は市税の滞納はありません。
- 暴力団もしくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者は、運営に関与していません。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者は、運営に関与していません。
- 会社法第475条若しくは第644の規定による清算の開始又は破産法第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされていません。
- 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていません。
- 遊興娯楽業のうち、性風俗関連特殊営業、賭博等の事業ではありません。
- 凶悪犯罪又は汚職犯罪の被害者として被害を受けた事業者ではありません。

①事業所住所

法人の場合は会社の所在地を、個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。

②事業者名称（屋号）

法人の場合は「法人名」を、個人事業主の場合は「店舗名」を記入してください。

③代表者氏名・氏名

個人事業主の場合は、「個人事業主名」を記入してください。

令和3年 月 日

【注意】

ゴム印等は使用せず、必ず自署してください。

事業者住所
事業者名称
代表者職・氏名

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください

3 売上等が分かる書類

次の①と②または①と③の資料を提出してください。

法人

① 「直近の確定申告書（別表1）」と「直近の法人概況説明書（両面）の写し」

+

② <①の書類に、選択した対象月の売上が記載されている場合>
「①の前年度の法人概況説明書（両面）」

③ <①の書類に、選択した対象月の売上が記載されていない場合>
対象月の売上がわかる資料（売上台帳の写し）

②
または
③
の
い
ず
れ
か

※法人設立後、決算期を迎えていない場合は、確定申告書の代わりに「法人設立設置届出書（写し）」
をご提出ください。

※「直近の確定申告書（別表1）」は税務署に提出したものです。

個人事業主

① 「令和2年分の確定申告書」＋以下のAかBいずれかの書類
A、所得税青色申告決算書（青色申告の方）
B、収支内訳書（白色申告の方）

+

② <令和2年12月を対象月として選択した場合>
「令和元年度分の確定申告書」＋以下のAかBいずれかの書類
A、所得税青色申告決算書（青色申告の方）
B、収支内訳書（白色申告の方）

③ <令和3年1月または2月を対象月として選択した場合>
③対象月の売上がわかる書類（売上台帳の写し）

②
または
③
の
い
ず
れ
か

※①、②が提出できない場合は、「開業届」及び「事業計画書」をご提出ください。

廿日市市外出機会の削減要請等の影響を受けた中小事業者応援事業

Q & A (令和3年4月15日時点)

※最新版はホームページ（今こそ廿日市）をご覧ください。

【申請者について】

	質問 (Q)	回答 (A)
1	「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食店応援金」、「広島県頑張る飲食店納入事業者応援金」の対象事業者でなければ、業種に関係なく今回の応援金は受け取れますか。	今回の応援金は、広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けた事業者を対象とするため、「運輸業」「小売業」「宿泊業」「生活関連サービス、娯楽業」「学習支援業」「その他サービス業」などの事業者が対象になると考えています。ただし、納入事業者応援事業等の対象事業者は、最寄りの商工会議所や商工会に相談してください。
2	一つの会社の中に、宿泊部門と土産物部門があり、それぞれ事務所があります。事務所ごとに申請できますか。	申請は事業者単位となっています。複数の事務所があったとしても、申請は一度だけです。
3	飲食業と小売業を営んでいます。小売業として、この応援金を申請できますか。	飲食店を営んでいる場合は、広島県が実施した「頑張る飲食店応援金」の対象となるため、今回の応援金は受け取れません。ただし、宅配専門店など、「頑張る飲食店応援金」の対象外となる飲食業と、小売業を営んでいる場合は、申請することができます。
4	飲食業と小売業を営んでいます。広島県感染拡大防止協力応援金や、頑張る飲食店応援金の受給資格がありましたが、申請を忘れていました。この応援金を受け取ることはできますか。	申請漏れの場合であっても、この応援金を受け取ることはできません。
5	飲食業と小売業を営んでいます。営業時間短縮等要請の対象店舗でしたが、事情があり要請に応じなかったため、協力応援金を受け取っていません。この応援金を受け取れますか。	営業時間短縮等要請の対象店舗は、この応援金を受け取ることはできません。

6	個人事業主とはどのような概念ですか。	税務署に開業届を提出している事業者です。
7	フランチャイズ店の場合は誰が受け取ることはできますか？	加盟店（フランチャイジー）が申請者となります。
8	営業所は廿日市市にあります。本社は広島市にあります。この応援金を受け取れますか。	申し訳ございません。本社所在地が廿日市市内にある事業者に限らせていただいております。
9	廃業予定です。この応援金を受け取れますか。	この応援金は、事業継続が前提となりますので、廃業した事業者については、応援金を受け取ることができません。
10	事業継続が前提となっているということは、この応援金を受け取ったら廃業できないのですか。	応援金の目的は、頑張る中小企業を応援することですので、事業継続していただきたいと思っています。少なくとも、交付日時点では営業活動を行っていることが必要となります。

【中小企業について】

11	中小企業基本法で定義する中小企業に、社会福祉法人や医療法人は含まれますか。	今回の応援金に関しては、含まれます。社会福祉法人に加え、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合、有限責任事業組合が含まれます。
12	大企業やみなし大企業は、この応援金を受け取れますか。	中小企業基本法で定義する中小企業のみが受け取ることができます。今回は、感染防止に協力いただいたことに対する支援という性格ではなく、要請を受けて特に影響が大きいと思われる中小事業者を応援する意味での経済対策であるため、大企業、みなし大企業は対象外としています。
13	地方自治体や公的機関の出資が入っている企業は、この応援金を受け取れますか。	中小企業基本法で定義する中小企業であれば、受け取ることができます。

【売上について】

質問 1 4 (Q) 令和2年12月～令和3年2月の売上が前年同月比△30%が要件となっていますが、令和2年に開店したため、前年同月比較ができません。どの時期と比較すればいいですか。

回答 1 4 (A)

開店日	基準月の売上	比較月の売上
令和2年1月2日から11月1日の間	令和2年1月から12月までのうち、最も売上が高い月の売上	令和2年12月から令和3年2月の売上のいずれか
令和2年11月2日から12月2日の間	連続した15日の売上高×2	
令和2年12月3日から令和3年1月1日の間	金融機関や公的機関等に提出した事業計画の令和2年12月から令和3年2月の売上	

【必要書類について】

1 5	開業届を紛失しました。どうしたらよいですか。	開業届を提出した税務署に写しがある可能性がありますので、税務署にご確認ください。税務署にて閲覧いただき、写真を撮って提出いただいても結構です。
1 6	確定申告書は別表を含めすべて提出が必要ですか。	確定申告書は第1表（法人にあっては別表1）をご提出ください。
1 7	振込先口座にゆうちょ銀行を指定できますか。	指定できます。

【支給時期について】

1 8	いつから支給されますか？	書類審査等を経て、なるべく速やかに支給を開始する予定ですが、審査状況によっては遅れる場合があります。
-----	--------------	--

【その他】

19	<p>国の持続化給付金等，他の給付金を受け取っています。この応援金も受け取れますか。</p>	<p>受け取れます。</p> <p>ただし、次の広島県の支援金・応援金（①②③）を合わせて受け取ることはできません。</p> <p>①広島県感染症拡大防止協力支援金（飲食事業者）</p> <p>②広島県頑張る飲食店応援金</p> <p>③広島県頑張る飲食店納入事業者応援金</p>
20	<p>広島県の支援金・応援金と合わせて受け取れますか。</p>	<p>次の広島県の制度（①②③）の対象事業者は、廿日市市の応援金を合わせて受け取ることはできません。</p> <p>①広島県感染症拡大防止協力支援金（飲食事業者）</p> <p>②広島県頑張る飲食店応援金</p> <p>③広島県頑張る飲食店納入事業者応援金</p>
21	<p>国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時応援金」を申請したいと思っています。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した協力金と合わせて受給することはできないと聞きました。</p> <p>この応援金は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しているのですか。</p>	<p>この応援金は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用していますが、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」との併用は可能と解釈しています。</p> <p>応援金に、国の一時支援金との併用を不可とする要件はつけておりません。また、国の資料によると、時短営業の要請を受けた協力金の支給対象である飲食店、および、交付金を活用した時短営業の要請に応じることに伴う協力金の支給対象となっている飲食店は、一時応援金の給付対象外とされております。</p> <p>この応援金は、時短営業の要請は関係ありません。</p>
22	<p>この応援金は課税対象ですか。</p>	<p>補助金等は税法上収入として扱われるため、課税対象となります。</p>